お客さま情報記載の書類の置き忘れについて

この度、弊行行員がお客さま情報記載の書類を銀行外に一時置き忘れる事案が発生いた しました。当該書類につきましては、発見された方の通報により、すでにすべて回収して おります。また、事後、掲載情報に関する問い合わせ等は一切なく、現時点では情報の漏 出はないものと思料されます。

弊行では、情報管理の重要性につきまして行内で再三にわたり周知徹底を図ってまいりましたが、かかる不祥事案を惹起いたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、関係者の皆さまに多大のご迷惑とご心配をお掛けしましたことに対しまして深くお詫び申し上げます。情報管理につきまして、なお一層の徹底を図り、再発防止に努めます。

本件事案につきましては次の通りです。

【事案の概要】

1月6日(水)、弊行長浜北支店の渉外担当行員がお客さま宅を訪問するため、面談の際の参考に、と顧客情報(489名様分)が記載された書類を支店外に持ち出しました。そして、途中、立ち寄った地域の会館の軒先に当該書類を置き忘れましたが、本人はその事実に気付かないまま、帰店しました。

1月10日(日)、置き忘れた場所に放置されている当該書類を地元の方が発見され、弊行へ電話連絡いただき、置き忘れが判明いたしました。

これを受けて、弊行行員がただちにご連絡をいただいた方にお会いし、書類はすべて回収いたしました。

現時点において当該情報が外部へ漏出したことを伺わせる事実や、書類に記載のお客さま 宛に不審な問い合わせがあったとの情報もなく、弊行への問い合わせ電話もございません。

【情報の内容】

当該書類には、お客さまの情報として、お客さまのお名前、お客さま番号、ご住所、お電話番号、ご年齢、普通預金ならびに定期預金残高が記載されております。

【本件への対応】

弊行では当該書類に記載のお客さまにはお一人ずつ行員がご訪問、あるいは連絡させていただき、事実関係等をご説明いたしますとともに、ご心配、ご迷惑をお掛けいたしましたことについて深くお詫び申し上げております。

【情報管理体制】

弊行では、お客さまの情報は原則として行外に持出さないこととしております。

なお、お客さまとご面談させていただくうえで必要となる情報につきましては、管理者の 承認を受けて持ち出すことを認めております。

今回の事案では、当該行員が当書類を無断で持ち出したうえ、置き忘れに気付かなかったことで発見が遅れました。

【当面の対応】

今回の事案に関しまして、万が一、お客さまに何らかの実損害が生じました際は、弊行と しまして真摯に対応させていただきます。

また、本事案にかかる対応として、弊行行員から「口座番号の変更」や「ATM操作」等をご依頼することは一切ございません。

なお、不審な電話等がございましたら、必ず、お取引いただいております支店までご一報 いただきますようお願い申し上げます。

【今後の対応】

弊行といたしましては、今回の事態を重く受け止めますとともに再発防止と信頼回復に向け、全行員を対象に顧客情報管理に関する従業員教育をさらに充実、お客さま情報の管理の厳正化を再徹底いたします。

【お客さま専用窓口】

なお弊行では、本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口を次の通り開設いたします。

フリーダイヤル:0120-022-056

受付時間 :午前9時から午後5時まで(土・日を含みます)

受付期間 : 1月15日(金)~1月29日(金)

<上記期間後のお問い合せ先>

滋賀銀行お客さま相談室

電話番号 : 077-521-9530

受付時間:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は除きます)

以上

本リリースに関するお問い合わせは 滋賀銀行 業務統轄部 情報管理室(077-521-2395) 石田 総合企画部 広報室 (077-521-2202) 嶋﨑 までお願いいたします ※午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は除きます)